

令和 7 年度鳥取県災害廃棄物処理計画改定支援業務仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度鳥取県災害廃棄物処理計画改定支援業務

2 業務の目的

平成 30 年 4 月に策定した「鳥取県災害廃棄物処理計画」（以下「現行計画」という。）について、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）の改定や、近年の自然災害における災害廃棄物対策に関する情報や知見の蓄積、県内市町村災害廃棄物処理計画」（以下「市町村計画」という。）の策定等を踏まえて、内容の充実及び災害廃棄物対策の実効性を高めることで、生活環境の保全と発災後の円滑な復旧・復興の推進に資するため、必要な見直しを行い、改定するものである。

3 業務の期間

契約日から令和 8 年 3 月 23 日（月）までとする。

4 業務の概要

現行計画策定後に発生した災害における最新の知見等に加え、指針や国の各種通知、関係法令の改正、県が策定する各種計画、市町村計画等の情報を収集し、整理するとともに、整理した情報と現行計画との整合を図ることにより、実効的な現行計画になるよう改定を支援すること。なお、市町村計画については、発注者が整理した情報（不整合箇所一覧）を提供することを予定している。

また、災害廃棄物発生量を推計する災害として、従来の被災規模の大きい地震に関する被害想定に加え、近年被害数や規模が拡大している豪雨災害に関する被害想定も検討すること。

5 現行計画改定の内容

「4 業務の概要」に沿って、以下の（１）～（５）について調査・検討等を行い、現行計画改定を支援すること。なお市町村計画との整合性については、（１）～（５）のすべてにおいて、現行計画の改定に反映すべき事項を検討すること。

また、現行計画改定の素案及び案を「6 素案及び案の納品」で示す日程までに作成し、納品すること。

（１）基本的事項

県の概況、地域防災計画等で想定される災害の種類や規模、また、地震、豪雨災害、土砂災害における被害の様相、災害廃棄物の質（処理困難物も含む）等に着目した整理を行うこと。

- ① 計画の位置付け、目的
- ② 想定する災害の内容、規模
- ③ 災害廃棄物処理の基本方針
- ④ 災害廃棄物処理の目標期間

(2) 災害廃棄物の発生量・必要処理能力の推計

発注者が提供するデータに基づき、指針が示す最新の方法を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。また、既存の廃棄物処理施設の処理可能量の推計を行うこと。

- ① 災害廃棄物の発生量及び要処理量の推計
- ② 県内の災害廃棄物処理能力の推計

(3) 災害時の対応

現行計画策定後に国内で発生した大規模災害等で得られた知見等を整理し、現行計画の改定に反映すべき事項について検討を行うこと。

その際、庁内の組織体制、収集運搬・処理体制、仮置場候補地等について状況を調査し、現行計画改定に反映すべき事項について検討すること。

- ① 初動時の対応
- ② 被害想定に応じた体制整備
- ③ 災害廃棄物処理の基本的な流れ
- ④ 広域支援体制の構築
- ⑤ 必要収集運搬力の確保
- ⑥ 発災後の災害廃棄物発生量の推計
- ⑦ 仮置場の開設
- ⑧ 仮置場の運営・環境モニタリング
- ⑨ 避難所ごみ・し尿
- ⑩ 処理困難物等への対応
- ⑪ 思い出の品等
- ⑫ 損壊家屋の解体・撤去
- ⑬ 補助金の活用
- ⑭ 災害廃棄物処理実行計画

(4) 平時の備え

現行計画策定後の国のガイドラインやマニュアル等の策定、新たな協定締結、支援制度の創設等についても確認し、現行計画改定に反映すべき事項について検討すること。

- ① 教育・訓練の実施
- ② 災害廃棄物の仮置場の選定・確保

- ③ 民間事業者との協力支援体制
- ④ ボランティアとの協力支援体制
- ⑤ 災害廃棄物処理負担軽減のための施策

(5) 他地域への災害廃棄物処理に関する支援対応

近年の災害における現地支援の事例等の情報を収集した上で検討を行うこと。

6 素案及び案の納品

受注者は、以下に示す日までに素案及び案を作成し、電子データを納品するものとする。
なお、詳細な日程は発注者と協議の上、決定するものとする。

- ① 素案（本編及び概要版） 令和7年11月上旬頃
- ② 案（本編及び概要版） 令和7年12月中～下旬頃

7 打合せ・協議

業務実施期間中、業務着手時、中間時、業務取りまとめ時に加え、必要に応じて業務打合せを実施すること。

8 成果物

本編及び概要版を作成し、以下の数量、仕様により引き渡すものとする。

- ① 本編（製本） 10部
- ② 概要版 50部
- ③ 電子データ（DVD-R等） 1部

9 資料

発注者は、契約締結後に次の資料を受注者に提供する。その他の必要な資料については、受注者と協議の上、可能な限り提供する。なお、本業務以外の目的への使用や第三者への提供はできない。

- ① 被害想定や発生量推計に必要なデータ
- ② 市町村計画との整合性を図るために必要なデータ（不整合箇所一覧）（再掲）

10 業務工程表の提出及び委託業務完了届の提出

受注者は、契約締結後10日以内に業務工程表を発注者に提出しなければならない。また、受注者は、業務が完了したときは、8の成果物を添えて、業務完了届を発注者に提出し、委託業務の検査を受けなければならない。なお、受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

11 守秘義務

受注者は、本業務において提供を受けた資料並びに作成した資料及び成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、発注者の承諾を得ずに、他の目的に使用してはならないものとする。また、本業務の履行に当たって、知り得た秘密は漏らしてはならないものとする。

12 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。なお、発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- (1) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合
- (2) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

14 成果物の著作権

8の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

15 その他

- (1) 資料の収集は、発注者が提供するものを除き、原則として受注者の責任において行う。また、資料収集等の内容は必要かつ十分なものについて行うこと。
- (2) 本業務の企画運営に当たっては、本仕様書を前提とすること。ただし、一部の内容の変更もあり得るため、必要な調査や調整が生じた場合は発注者と協議の上、実施するものとする。また、本仕様書に明記されていない事項であっても現行計画の改定に必要と思われるものについては、発注者に提案し、協議を行ったうえこれを行うものとする。
- (3) 受注者は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と十分協議の上、遺漏のないよう業務を行うものとする。